

制度の名称	市税の減免																										
支援の種類	減免																										
制度の内容	<p>●災害による、居住する住宅等の損害の程度に応じ、納期未到来分について市税を減免します。</p> <p>●減免額は、以下のとおりとなります。</p> <p>1 固定資産税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失等</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>家屋の価格の60%以上の損壊</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>家屋の価格の40～60%未満の損壊</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>家屋の価格の20～40%未満の損壊</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市民税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前年の所得額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>30～50%未満</th> <th>50%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>50%</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>500万円～750万円以下</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>750万円～1,000万円以下</td> <td>12.50%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>			損害の程度	減免額	全壊、流失等	全額	家屋の価格の60%以上の損壊	80%	家屋の価格の40～60%未満の損壊	60%	家屋の価格の20～40%未満の損壊	40%	前年の所得額	軽減又は免除の割合		30～50%未満	50%以上	500万円以下	50%	全額	500万円～750万円以下	25%	50%	750万円～1,000万円以下	12.50%	25%
損害の程度	減免額																										
全壊、流失等	全額																										
家屋の価格の60%以上の損壊	80%																										
家屋の価格の40～60%未満の損壊	60%																										
家屋の価格の20～40%未満の損壊	40%																										
前年の所得額	軽減又は免除の割合																										
	30～50%未満	50%以上																									
500万円以下	50%	全額																									
500万円～750万円以下	25%	50%																									
750万円～1,000万円以下	12.50%	25%																									
活用できる方	<p>●対象者には、申請書を順次送付いたします。</p> <p>なお、対象になると思われる方で、令和元年12月20日までに申請書の送付がない方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>●家屋等が自然災害(地震、水害等)により、半壊程度以上の被害を受けた市税の納税者が対象となります。</p>																										
お問い合わせ	<p>1 税務課資産税係 0289-63-2161 本庁本館1階</p> <p>2 税務課市民税係 0289-63-2112 本庁本館1階</p>																										